

平成23(2011)年2月7日

金融庁 御中

東京弁護士会  
会長 若旅 一夫

## 振り込め詐欺救済法に定める預保納付金の具体的使途について

### 第1 意見の趣旨

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「振り込め詐欺救済法」という。）第20条に定めるところにより預金保険機構が犯罪被害者等の支援の充実のために支出する金銭は、

預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者（以下「振り込め詐欺等被害者」という。）等がその財産的被害の回復を目的として加害者に対し法的権利を行使するための費用等の経済的支援、

振り込め詐欺、ヤミ金融など同種犯罪の被害者が加害者に対し法的権利を行使するための費用等の経済的支援、

振り込め詐欺被害者等による犯罪利用預金口座の凍結・被害回復分配金支払申請等を支援する民間の犯罪被害者支援団体等への支援

に、重点的に用いるべきである。

### 第2 意見の理由

- 1 振り込め詐欺救済法は、金融機関が犯罪利用金口座を凍結し、所定の手続により消滅させた口座名義人の預金債権の額に相当する金銭を支払原資として、被害回復分配金の支払申請をした被害者に分配金を支払う制度である。しかし、同手続の開始を知らなかったり、申請方法が難しいと感じたり、恐怖感・不信感を拭い去れない等の事情で、支払申請をしない振り込め詐欺等被害者も多数存在するため、振り込め詐欺等被害者に支払われずに残留する金銭が生じることがある。この残余の金銭は金融機関から預金保険機構に納付され、「犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」と定めている（以下、これを「預保納付金」という。）

この預保納付金は、預金保険機構の報告によれば、2010年8月末で累計約38億円に達している。そこで同年9月9日、金融庁内に「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム（以下「PT」という。）が設置され、預保納付金の使途につき具体的にどのよ

うな犯罪被害者を対象にするか、どのような用途に用いるか、等が検討課題とされている。

## 2 基本的な考え方

振り込め詐欺救済法は、「預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資すること」を立法目的として掲げている（同法1条）。預保納付金の具体的用途は、第一に、この立法目的に最も近いところから重点的に配分するという視点で検討されるべきである。

第二に、預保納付金は恒久的な財源としてあてにすべきものではなく、預金口座等への振込を利用して行われる犯罪類型をなくすために資金を活用するという視点も必要である。

## 3 振り込め詐欺被害者等の加害者に対する権利行使の支援

振り込め詐欺救済法による被害回復分配金は、凍結時の犯罪利用預金口座の残金を原資とする。したがって、振り込め詐欺被害者等が、被害回復分配金によって被害の全部を回復できるとは限らない。そこで加害者（口座名義人・携帯電話名義人等の共同不法行為者を含む）に対する損害賠償請求権等（不当利得返還請求権を含む）を行使するに当たっては、事実調査（弁護士法23条の2による照会手続、現地調査、刑事記録の閲覧謄写等）、民事保全、民事訴訟、民事執行の実費や弁護士費用がかかる。ところが、財産的被害を受けた直後にこれらの費用を準備することは困難なこと、費用対効果の見通しにおいて悲観的になりがちなことから、しばしば被害者は「泣き寝入り」をしてしまう。

そこで、「預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資する」という立法目的を達するためのもう一つの手段として、預保納付金を、振り込め詐欺被害者等が加害者に対し損害賠償請求権を行使するための費用を、給付もしくは立替え（実損のみならず費用相当額も回収できた場合）するという経済的支援に支出すべきである。

その具体的な方法としては、預金保険機構が総合法律支援法第30条第2項に基づき前記の援助に係る事業を委託することなどが、考えられる。

## 4 同種犯罪の被害者から加害者に対する権利行使の支援

振り込め詐欺救済法での被害回復分配金や犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（被害回復給付金支給法）など部分的な被害回復制度は作られてきたが、より包括的な集団的消費者被害救済制度については、久

しく国の課題とされているところであるが、いまだ実現されていない。そこで被害対策弁護団を結成して民事訴訟や破産申立て等の手続により集団的被害回復を図るケースもあるが、やはり、被害者にとっては実費や弁護士費用の負担がネックとなる。特に破産申立予納金は高額であるため、弁護団の中でカンパを募るなどして切り抜けながらも、このような集団的被害者に対する経済的支援の必要性を痛感してきた。

金融庁が2010年9月に実施した犯罪利用預金口座の実態調査によれば、「預金口座等への振込みを利用して行われた犯罪行為」としては、件数・金額ともに、振り込め詐欺の4類型（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺）で全体の約4分の3、ヤミ金融で約4分の1を占めている。最近では、未公開株など投資詐欺による被害も急増していることは、弁護士会の消費者相談などから明らかな傾向である。

そこで、預保納付金を、振り込め詐欺・ヤミ金融・投資詐欺など「預金口座等への振込を利用して行われる」犯罪類型であることが明らかなものについて集団的被害回復のために民事訴訟・民事保全・民事執行・破産申立て等の法的手続を利用する場合の実費、弁護士費用を、給付または立替えするという経済的支援に支出すべきである。このような集団的被害者の中に、たまたま運悪く振り込め詐欺救済法の適用を受けなかった犯罪利用口座に振り込んだ被害者が含まれていたとしても、問うところではないとすべきである。

警察庁の報告によれば、振り込め詐欺の被害金額はピーク時（2004年）の約3分の1に減少し、ヤミ金融被害も徐々に減少・小型化しているとのことである（PT第1回ヒアリングにおける警察庁提出資料）。時機を逃さずこの種犯罪行為を撲滅するために、違法収益の吐き出しを図る行為を経済的に支援するという形で、預保納付金を有効活用すべきである。

具体的な方法としては、ここでも前記と同様に、預金保険機構が総合法律支援法第30条第2項に基づき前記の援助に係る事業を委託することが考えられる。

## 5 民間の支援団体への支援

振り込め詐欺等被害者にとって、犯罪利用預金口座の凍結申請をすることは、相当に勇気のいることである。また、金融機関に対し所定の書類を取り揃えて被害回復分配金の支払申請をすることを、困難に感ずる者も多い。恐怖感や不信感を拭いきれずに申請を躊躇う者も多い。そもそもそれが残余金を生ずる理由の一つにもなり得るところであり、PTにおいては「支給率を上げる工夫」をも検討課題に掲げている。ヤミ金融や融資保証金詐欺（振り込め詐欺4類型のうちの一つ）に関しては、多重債務者の支援団体が早くから預金口座凍結に取り組んできたという経緯もある。

そこで、被害回復分配金の支給率を上げ、そもそも預保納付金の生ずる余地を減らしていくために、預保納付金を、振り込め詐欺救済法に定める被害者の権利行使を支援する民間団体に対する経済的支援のために、支払うべきである。

以上